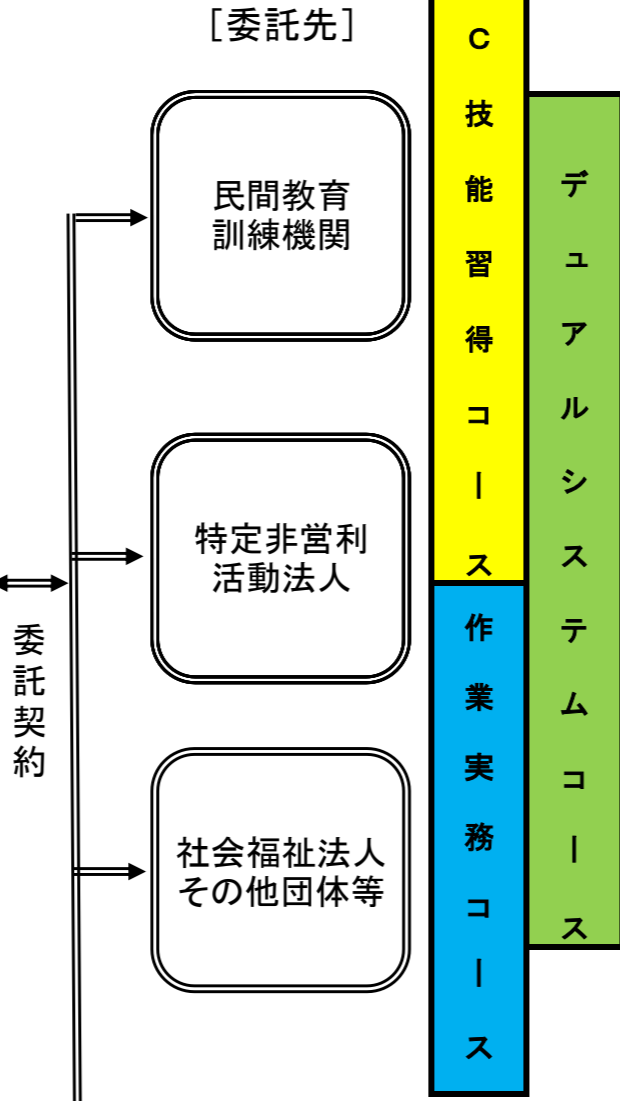
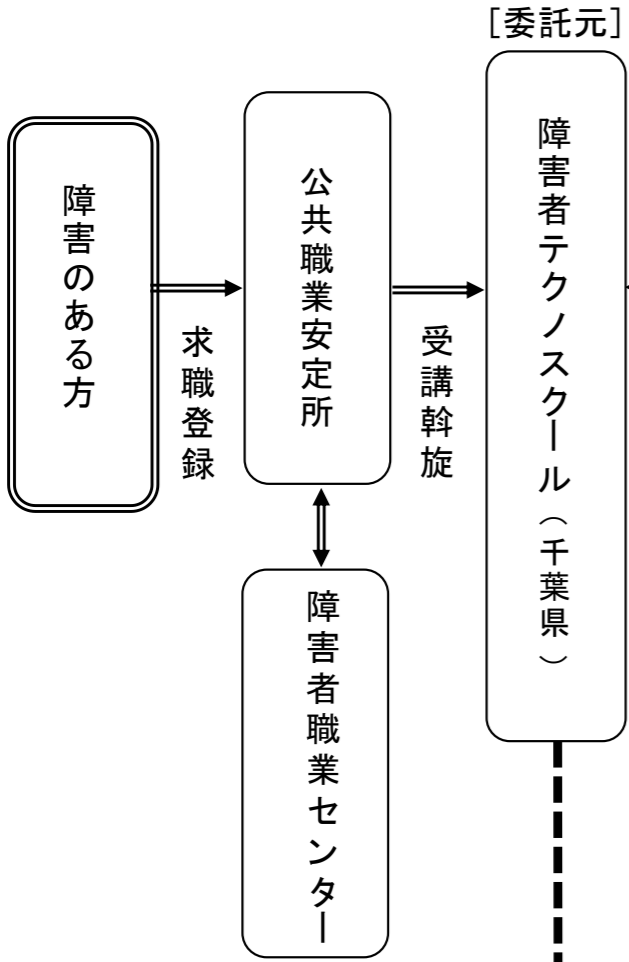


障害者委託訓練事業スキーム

[委託パターン]

- ☆PC技能習得コース
- ☆作業実務コース
- ☆デュアルシステムコース
- ☆企業実践コース
- ☆特別支援学校早期訓練コース



PC技能習得コース

デュアルシステムコース

作業実務コース

企業実践コース

特別支援学校早期訓練コース

委託元(障害者テクノスクール)の役割

- 千葉県障害者委託訓練事務局
障害者委託訓練に関する事務手続き等
- 職業訓練コーディネーター(障害者テクノスクール)
職業訓練カリキュラム等のコーディネート等
- 職業訓練コーチ(障害者テクノスクール)
障害のある方の職業訓練における支援等

企業等

- ・特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所
- ・特定非営利活動法人
- ・その他の企業団体等

*指導担当者の配置

<パターン1>

委託先機関における訓練(2か月~3か月)

*委託料: 1人当たり月66,000円上限
※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン2> 全体で6か月以内

| 職業能力付与講習4日間 | 委託先機関における訓練(5か月以内) | 職場実習(1か月以内) |
|-------------|--------------------|--------------|
| 2,200円/日 | 66,000円/月上限 | 110,000円/月上限 |

*金額は1人当たりの委託料
*職場実習は委託先機関と職場実習先企業の間で再委託契約が必要
※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン3>

委託先機関における訓練(1か月~3か月)

*委託料: 1人当たり月66,000円上限
※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン4>

事業所現場を活用した訓練(1か月~3か月)

*委託料: 1人当たり月66,000円上限
中小企業においては: 1人当たり月99,000円上限

